

あおもり 国際交流つうしん

国際交流情報誌

7

2020
No.137

外国につながる子どもの教育支援研究会

青森県内でも、この10年、公立の小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数が増加しています。日本語指導が必要な児童生徒には外国籍、日本国籍の子どももいるので、こうした子どもたちのことを「外国につながる子ども」と表現することもあります。外国につながる子どもが、日本における生活の基礎を身に着け、その能力を伸ばすことができるよう、学校等で日本語指導も含めたきめ細かな指導を行うことが求められています。

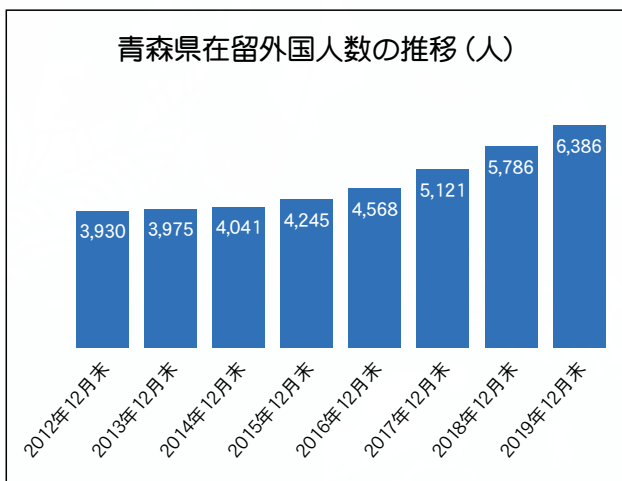
こうした中で、外国につながる子どもたちへのよりよい教育支援において、県内の大学に所属する研究者と教育関係者、地域支援者が集い、研究と研修を深める研究会が発足しました。

第1回目の研究会は、令和2年2月19日に弘前大学教育学部において開催されました。弘前大学の吉田美穂准教授から趣旨の説明があり、つづいて弘前市教育委員会の指導主事から「弘前市の外国につながる子どもの教育の現状と課題」と題して、取り組み事例の紹介がありました。

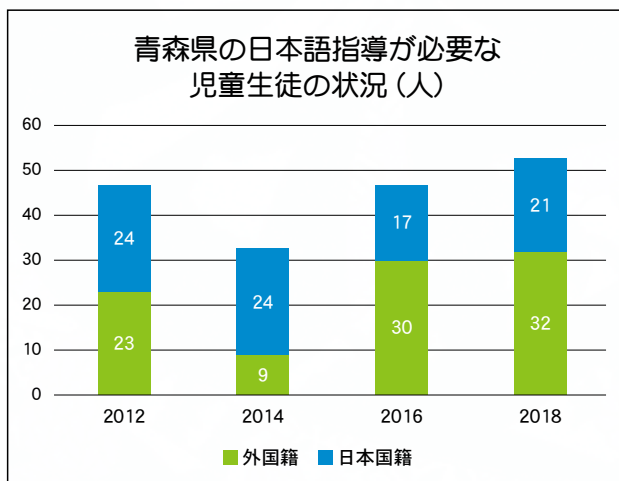
研究会としては、今後、外国につながる子どもについて実態調査を進めるとともに、教育委員会や小中学校、大学、地域の支援人材の間で支援ネットワークを構築し、速やかに適切な支援を展開できるよう実践的な研究に取り組んでいくということです。



弘前市教育委員会の村元氏による
第1回目の研究会の様子



法務省出入国在留管理庁
：都道府県別在留外国人総数より



文科省：「日本語指導が必要な児童生徒の
受入れ状況等に関する調査」より

多文化共生社会への道

第3・4回

(公財) 青森県国際交流協会 常務理事 角 俊行

4 青森県での多文化共生社会づくりの方向

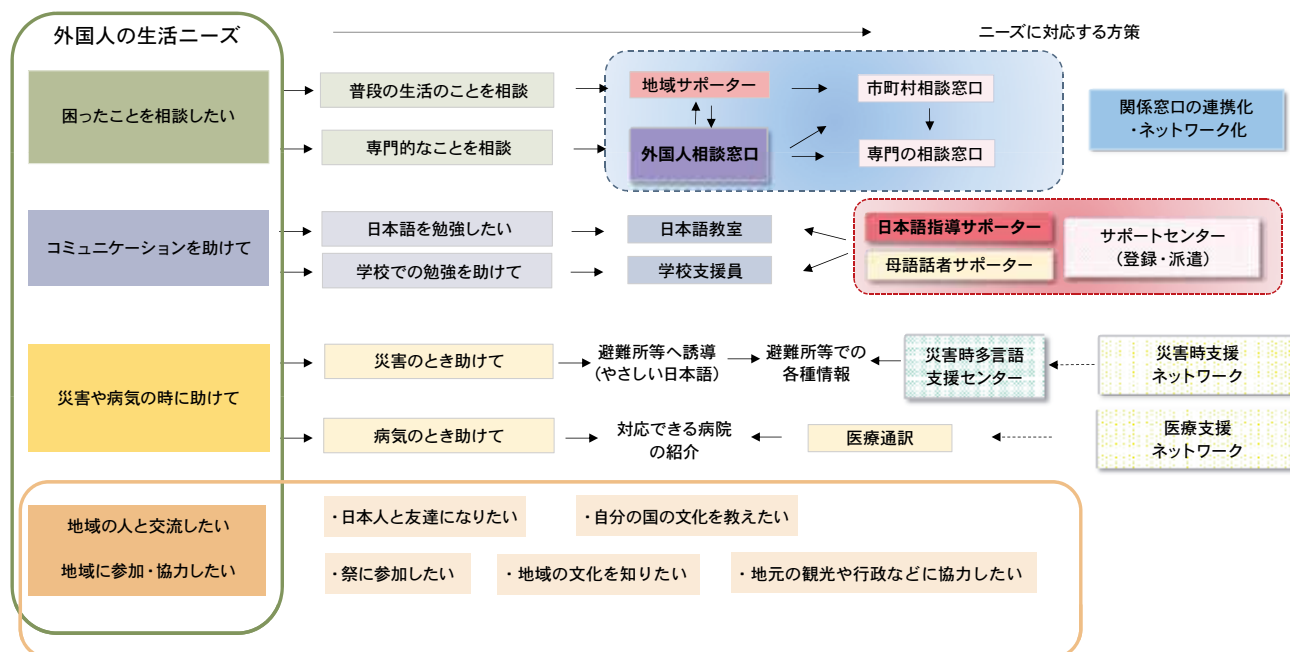
(1) 多文化共生社会を推進するのは誰？

- ・ 在住外国人は市町村に住民登録をした住民ですので、日本人同様に税金を納め、住民としてのサービスを受ける方です。そこで、市町村が在住外国人の暮らしやすい環境をつくる責務があります。他方、市町村は地域を活性化する任務もありますので、外国人を雇用する地域企業を支援したり、外国からの誘客のため地元に住む外国人の協力が必要になります。地域に住む外国人を支援することは、将来への投資となります。
- ・ 本県の在留資格第一位の外国人技能実習生に対し、雇用する企業や監理団体は実習生を保護したり、地域で問題なく生活できるよう指導する義務があります。企業や監理団体は、実習生をさらに育て、長期的・安定的な雇用を得たいと思えば、地元市町村と連携して交流の機会をつくるなどがが必要です。
- ・ 県は、県内市町村を包括する広域的な団体で、個別の市町村が取り組むよりも広域的に取り組んだ方が効果があるときに登場したり、市町村に取り組んでほしいことを先導してモデル的に行います。
- ・ 労働問題や消費生活、家庭生活その他に係る行政機関や法テラスの相談窓口は、外国人が法律的な問題に巻き込まれたとき頼りになる存在です。
- ・ 当協会は、県内の全市町村に会員になっていただいています。全县を視野に多文化共生を推進し、県から受託した業務のほか、市町村振興に協力することが重要な責務です。

(2) 多文化共生社会づくりの目標

① 青森県国際交流協会の目標

青森県国際交流協会の「多文化共生社会づくり」の全体目標図



② 段階的な推進

青森県内の在住外国人は県全体では6,386人（2019年12月末現在）で、まだ県人口の0.5%（東京都は5%）です。まだ家族同伴ができない技能実習生が中心ですので、今すぐに全体目標図まで完成させる必要はありません。ただ、本県でも1%を超えると多文化共生へのニーズが急激に上がると考えられます。今後も毎年500人程度、在住外国人が増加すると想定し、2025年頃までに段階的に完成形に近づけたいと考えます。

| 段階 | 時期 | 推進内容 |
|----------------|------------------|---|
| 第1段階 (基礎段階) | 2019年～ 2021年頃 | i 全県的に日本語指導サポーターを養成（100人）。 県教育委員会等と学校にサポーターを派遣する仕組みをつくる。 ii 外国人が多い市などが相談窓口設置。 iii 外国人の防災訓練や多言語支援センターの運用研修など。 |
| 第2段階 (発展段階) | 2022年～ 2024年頃 | i 県内6圏域において圏域内市町村が連携して多文化共生に取り組む。 ii ほとんどの市町村において相談窓口がつけられる。 iii 県災害対策本部と連携した災害時多言語支援センターの設置。 |
| 第3段階（完成） | 2025年頃 | 全体目標図が完成。 |

(3) 市町村はどうすればよいか ～地域の実態に合わせる～

市町村は、多文化共生のための施策を進める場合、以下の準備をしましょう。

① 在住外国人の実態把握

- ・法務省在留外国人統計は、市町村の住民基本台帳のデータが元になっていますので、市町村の担当者がどんな外国人がどのくらい自分の市町村に住んでいるか実態をよく知る立場にいます。入国ビザの種類ごとに外国人がどのくらい住んでいるか、技能実習、永住者、留学・研修、技術・人文知識・国際業務、家族滞在、日本人の配偶者、その他に分けて把握することが必要です。
- ・次に、要支援の外国籍等の児童・生徒等について市町村教育委員会と情報交換します。
- ・最後に、外国人雇用企業や監理団体からヒアリングをして状況を把握しましょう。

② 多文化共生のための事業づくり

市町村内の支援ニーズをまとめ、最も必要な事業から始めましょう。ある程度イメージができた段階になれば、当協会から以下のような支援をします。

- ・日本語教室を開く場合の講師や学校支援員の手配。
- ・外国人相談窓口の通訳の確保。
- ・避難訓練や交流事業のための人材派遣。

5 多文化共生社会づくりの各分野での処方箋

(1) 外国人への日本語指導の仕組み

① 日本語を学ぶことは難しい

日本語教室の開催を企画する場合、漢字、ひらがな、カタカナの複合体である日本語は、世界の言葉の中で学ぶことが最も難しい言語であることを理解する必要があります。日本語検定の最上級レベルの合格者でもカタカナが分からないことが珍しくありません。

弘前大学で開発された「やさしい日本語」は、主に災害現場でのコミュニケーションを想定し、日本語検定のN4レベル（基本的な日本語を理解できるレベル）の外国人が理解できる日本語での伝達を目指したのですが、このスキルは、災害時に限らず、日本語教室の多くの場面で役立ちます。日本人の側も相手の日本語レベルに合わせた伝達方法を学ぶ必要があります。また、関係者からのヒアリングからは、ディープな津軽弁が外国人との意思疎通に相当のハードルをもたらすことが分かっています。

② 目的に合う日本語教室

日本語教室の開催を計画する場合、目的を明確にすることが大切です。

| | |
|------------------------|---|
| i 日本での生活の手助けをする日本語教室 | 生活の場面を想定した日常会話を中心とします。また、実際の買い物体験や料理教室を併用することが効果的です。料理教室は衛生習慣を学ぶ機会になり、また自国料理を教える場合は、満足度も大きくなります。 |
| ii 日本語その他資格試験のための日本語教室 | 教科書を使って日本文法を学ぶことが必須です。しかも講師は日本語指導資格を持ち、教案づくりと教授法に習熟した方でなくてはなりません。 |
| iii 日本語教室の重要な副産物 | 日本語教室を継続し、講師との信頼関係が深まると、子どもが学校から持ち帰った書類を講師に読んでもらうなどが起こってきます。日本語講座が生活相談の場になるわけです。身近な相談は、市町村の窓口に行つて相談する以前に、日本語講師によって解決されます。 |

③ 誰が日本語教室を開催するのか

日本語教室は、市町村が主体的に行っていただきたいと思います。どのような日本語教室にするかは、地域のニーズによります。上記のとおり、日本語教室は日本語を学ぶだけの場にとどまりません。外国人の増加に伴う地域のストレスを和らげる役割を果たし、かつ、外国人を育てることが、いずれは市町村や地域に発展をもたらす可能性を秘めています。

④ 日本語指導者の養成と日本語教室づくりへの応援

当協会は、「日本語指導サポーター100人養成作戦」により、3年間で100人程度のサポーターを養成します。これにより県内各地で日本語指導に対応する人材が確保されるでしょう。また、当協会は、大学と連携しつつ、日本語教室の開催目的に応じたカリキュラムづくりなど応援します。

⑤ 「外国につながる児童・生徒」のサポート ～外国につながる児童・生徒が入学してきたら～

| 学校側の支援・取組み | 青森県国際交流協会の検討事項 | 行政の取組み |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・学校全体での受入環境づくりと生活指導・児童・生徒がいかに早く日本語の授業について来られるようにするかの工夫・小中学校長の権限により支援サポーターが学校に入り支援活動をしてもらう <p>→柔らかない頭の子どもたちは、数か月でサポートの必要がなくなることもある</p> | <ul style="list-style-type: none">・青森県教育委員会と連携して、市町村の要請に応じて学校現場に学校支援員を派遣する仕組み・児童・生徒だけでなく、母国の言葉しか言えない父兄とのコミュニケーションに困っている学校現場に対し「母語話者サポーター」を派遣する仕組み | <ul style="list-style-type: none">・支援サポーターが学校に入り支援活動を行うにあたり、小中学校を支援する市町村教育委員会が市町村の多文化共生の担当者や予算部局と協力して支援サポーターの派遣を受けるための予算の確保 |

なお、当協会では昨年より「青森県日本語指導サポーター養成講座」を開催し、講座修了後、条件を満たした受講生は「日本語指導サポーター」に登録されていますが、登録後すぐに学校現場に入って円滑に支援活動を行うことは無理です。外国につながる児童・生徒の指導ノウハウや学校現場のルールなどを学ぶ研修がさらに必要です。

(2) 外国人生活相談窓口づくり

当協会は、県からの委託を受けて、昨年5月から外国人からの各種問合せに対応する窓口を設けました。11月からは正式に「青森県外国人相談窓口」としてスタートしました。その運営方法ですが、外国語で相談内容を聞いて、しかるべき相談窓口につなぐことです。そこで、関係機関との協力と連携が重要です。

さて、当協会の相談窓口はスタートしましたが、県内にたった一つの相談窓口で将来的には全く十分ではありません。普段の生活に関する生活相談は身近で行われる方がうまく行きますので、今後、住民へのサービスの一環として市町村で担っていただきたいと考えています。当協会の窓口は、専門的な機関との連携ネットワーク化の役割が大きいと考えています。

ただ、市町村の規模によっては、相談窓口を特別に設置することが難しいことが想定されます。その場合、日本語講座を公民館等で行うならば、普段の生活相談の場にもなります。いわば、日本語指導サポーターが生活相談員に早変わりします。多文化共生の重要な戦力として地域で大切にしていきたいと思います。

(3) 災害時等の外国人へのケア

① 東日本大震災の教訓が生きる東北各県等

東日本大震災を契機として、被災地の県や政令市では、災害時の対策が実に積極的に行われてきました。本県は、他県に比べるとかなり立ち遅れることになりました。

例えば、仙台市は、町内会単位で在住外国人に参加してもらい避難訓練をしています。また、外国人観光客が被災したときに一時避難所として仙台駅構内を活用するためJR東日本と協定を締結しています。

また、災害発生時には、外国人のため避難所等への多言語情報の提供が不可欠ですが、この役割を果たすのが「災害時多言語支援センター」です。このセンターについて東北地方において設置主体などが明確になっていないのは本県だけになりました。

② 災害時のシミュレーション

| | 地震発生状況とそれに伴う行動 | チェックポイント |
|--------------|--|--|
| i 地震発生 | <ul style="list-style-type: none"> 強い地震が青森県に近くを震源に発生（想定） 県内各地で建物倒壊や道路寸断などの被害が発生（想定） | |
| ii 避難第1ステージ | <ul style="list-style-type: none"> 観光地では担当者が日本人や外国人観光客を誘導して一時避難所に誘導 誘導を受ける場所にいなかった外国人観光客は近くの市役所等に各自で避難 在住外国人は所定の避難所に避難 災害時多言語支援センターから被害の状況、外国人観光客に対する被災地からの脱出等に関する情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> →観光客用の一時避難所が決められているか、観光地に避難誘導担当者が決まっているか、外国人を「やさしい日本語」などで一時避難所まで誘導できるか →外国人観光客が取りあえず避難できる場所を認識できる表示があるか、市役所等に行った後、市役所等は外国人観光客用の一時避難所まで誘導できるか →予め在住外国人に所定の避難所が知らされているか →災害時多言語支援センターが想定どおり運用開始されるか（センター責任者が所定の開設場所まで到達できるか、災害対策本部から情報提供がなされるか、所定の翻訳担当者が翻訳対応できるか、避難所等に情報を送ることができるか、避難所等が提供された多言語情報を外国人に的確に提供できるか） |
| iii 避難第2ステージ | <ul style="list-style-type: none"> 一時避難所に集まった外国人観光客をできるだけ早く被災地の外に送り出す作業 所定の避難所に避難した在住外国人の身元確認と支援物資の提供 災害時多言語支援センターから在住外国人や残留外国観光客に対する多言語情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> →災害対策本部等から被災地外に脱出するための情報が提供されているか、避難用のバス等が確保されているか、受入地との連携は十分か →語学対応者がいるか、所定の在住外国人リストがあるか →担当者が災害対策本部からの情報のうち喫緊情報を選別し早期に必要な情報を提供できるか、希少言語については他県からの翻訳支援が受けられるか |

③ 災害時の多言語支援センターの準備

多言語支援センターの実現に向けて必要な準備作業は次のとおりです。

- ・県災害対策本部と当協会との連携と設置主体の決定
- ・センター責任者（複数）と情報整理担当者（複数）の決定
- ・翻訳担当者のリストアップと災害時でも機能する送受信方法の確立（→翻訳担当者として在住外国人の協力が不可欠）
- ・全国的な翻訳協力ネットワークへの参加
- ・センターの発動基準やセンターの活動場所（複数）と準備する機器の準備
- ・避難所での身元確認などのため、市町村も現場で多言語対応ができるよう準備

④ 昨年度の実績と今年度の計画

昨年度は、弘前大学の研究室と弘前市と連携し、観光地やスポーツ施設で被災した場合の「やさしい日本語」による避難誘導を行う訓練を実施しました。

今年度は、専門家の協力のもと、多言語支援センターの運営シミュレーションを県内市町村の国際交流や防災の担当者を対象に研修を行う予定です。

（４）外国人を受け入れる機運醸成など

多文化共生社会の推進にとって最も重要なのは、地域の皆さんが外国人を受け入れようとする機運です。正直なところ、医療通訳の導入など、当協会がまだ取り組めていないことが多いのですが、本県はまだ多文化共生社会づくりの第1段階にあり、機運醸成に努め、背伸びをすることなく、地域の皆さんと手を携えて進むことが重要だと考えます。（終）

*今号の「多文化共生社会への道」は、次号に掲載を予定していた第4回目の内容も併せて掲載しました。

「やさしい日本語」を学ぶ研修会を行いました

私たち青森県国際交流協会のスタッフは、多文化共生社会の形成を目指すうえで欠かせない要素である「やさしい日本語」について、昨年に続き研修会を行いました。

最初に「やさしい日本語」の12の規則をおさらいし、どのように使うのか学びました。

*「やさしい日本語」12の規則 (弘前大学人文社会科学部社会言語学研究室が作成した資料のダイジェスト)

| 規 則 | 使い方・注意事項 |
|--|---|
| 1. 難しい ことは使いません 簡単な ことを使います | 日本語能力試験N4 もしくはN5 程度のことを使う。難しい言葉は言い換えてください 例) 確認する→聞く (N5)、調べる (N4) |
| 2. 文章を 短くして 簡単にします ことを 分けて 書きます | 文の大事な部分を選び主部と述部を1つずつ含む文にしてください 例) 地震の揺れで壁に亀裂が入った建物→地震で こわれた 建物 |
| 3. 地震や 台風のときに よく使う 専門の ことばや 便利な ことばは そのまま 使います | 災害のとき、よく使われる言葉、知っておいた方がいいと思われる言葉はそのまま使ってください。大事なことばには、あとに<>をつけ、言い換えをしめしてください 例) 「消防車」→消防車<火を 消す 車> |
| 4. カタカナ、外来語は なるべく 使わないで ください | 外来語は元の言語と意味や発音が違うことがあります 例) ライフライン=英語では「命綱」、日本では「電気・ガス・水道」など |
| 5. ローマ字は 使わないで ください | ローマ字は、駅名や地名だけに使ってください |
| 6. 擬態語、擬音語は 使わないで ください | 擬態語 (どきどき、めちゃくちゃなど)、擬音語 (どんどん、がちゅんなど) は、外国人には伝わりません |
| 7. 分かりやすい 漢字を 使います すべての 漢字に ふりがなを つけて ください | すべての漢字にふりがなをつけてください。漢字は一つの文に、3字か4字程度にしてください 例) 頭の上 に 気をつけて ください |
| 8. 時間や 日付は 外国人にも わかりやすくして ください | 時間は午前・午後の12時間表記にしてください 例) 21時→午後9時 年月日には/(スラッシュ) を使わないでください 例) 2012/10/12→2012年12月12日 |
| 9. 動詞を 名詞にして 使わないで ください | 動詞を名詞化すると、外国人には伝わりません。動詞を使ってください 例) 大きな揺れがあった→大きく揺れた |
| 10. あいまいな 表現は 使わないで ください | 「たぶん」や「おそらく」などのことは使わないでください 例) たぶん地震がきます→地震が来るかもしれません |
| 11. 二重の 否定の 表現は 使わないで ください | 二重の否定の表現は、多くの人に混乱をおこします 例) 通れないことはない→通ることができます |
| 12. 文末の 表現は なるべく 同じにして ください | 可能・不可能を表現するときは「できる」「できない」を使ってください 例) 燃えるゴミ→燃やすことができるゴミ 相手に何かを指示するときは「ください」を使ってください 例) 手を洗いましょう→手を洗ってください |

続いて、当協会が開催を予定している「青森県外国人相談窓口 ワンストップ相談会」のチラシの文面を「やさしい日本語」で表すには、どんな言葉や表現を使えばいいのかを参加者全員で考え意見を交換しました。言い換えが可能な部分がある一方、表現を変えることでわかりにくい点もあるなど、「やさしい日本語」で情報を伝えるのは、やさしくはないようです。「やさしい日本語」も外国語の一つと考え、学んでいく必要を感じました。

当協会では、一般向けや企業関係者向けに「やさしい日本語」の研修会を引き続き行いたいと考えていますが、現在、講師人材の発掘を行っています。

国際交流サポーターを募集しています

当協会では、国際交流サポーターを随時募集しています。登録を希望される方は、ホームページより登録用紙をダウンロードしていただき、ご記入の上、メール・郵送・持参のいずれかにより当協会へご提出ください。なお、国際交流サポーターへの連絡方法は、基本的にメールとなるため、メールアドレスのご記入が必須となります。



| | |
|---------------|---|
| 語学サポーター | 通訳や翻訳をはじめ、多文化共生に伴う、外国人への対応（法律相談・災害時多言語支援・医療通訳等）にご協力いただける方 |
| ホストファミリーサポーター | 国の方々をご家庭で受け入れ、お互いの文化や習慣を理解し合う気持ちをお持ちの方 |
| イベント等ボランティア | 国際交流イベントへご協力いただける方や当協会ラウンジ業務等をサポートいただける方 |

詳細は、*協会ホームページトップ → 協会のご案内 → 国際交流サポーター

URL : <http://www.kokusai-koryu.jp/about/volunteer/recruitment.html>



2020年10月1日 国勢調査が行われます

～日本に暮らす外国人の方も対象となります～

| 国勢調査のお知らせ | Notice of the Population Census in Japan |
|--|---|
| 日本国政府は、2020年10月1日現在で、国勢調査を行います。 | The Government of Japan will conduct a census as of October 1, 2020. |
| 国勢調査は、法律に基づいて実施される統計調査で、国籍に関係なくふだん日本国内に住んでいるすべての人が対象で、回答が義務づけられています。 | The census is a statistical survey conducted in accordance with the law. All people residing in Japan, regardless of nationality, are required by law to respond to the census. |
| 国勢調査の結果は、外国の方も暮らしやすいまちづくりなどの施策の基礎資料としても利用されています。 | The results of the census are used as basic data for policies and measures, such as the development of more livable communities for foreign nationals. |
| 国勢調査は、オンライン調査または紙の調査票で実施しますので、いずれかでお答えください。 | The census will be conducted through both online and paper questionnaires, so please respond using either format. |
| 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語はインターネットでも回答できます。 | Responses can be submitted online in English, Chinese, Korean, Vietnamese, Spanish and Portuguese. |
| スマートフォン・タブレット・パソコンから24時間いつでも回答できます。 | Responses can be submitted 24 hours a day from a smartphone, tablet or computer. |
| 回答は、統計の作成にのみ利用するものであり、出入国管理や警察の捜査など他の目的には使用されません。 | Responses are used for statistical purposes only and are not used for any other purpose, such as for immigration or police investigations. |
| 国勢調査では金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。 | Respondents will not be asked to pay to take part in the census. Respondents will also not be asked for bank account PIN numbers or credit card numbers. |
| 国勢調査をよそあった詐欺や不審な調査にご注意ください。 | Please be careful of fraudulent or suspicious surveys posing as the census. |

*くわしくは

- 「国勢調査2020キャンペーンサイト」（総務省統計局）
ホームページURL： <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>
- 「5年に1度の国勢調査～令和2年秋に国勢調査が行われます～」(青森県統計分析課)
ホームページURL： <http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/tokei/census2020.html>



国勢調査一口メモ

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに行われます。第1回目の国勢調査は大正9年（1920年）10月1日に行われ、この日の午前0時前後には、各地でサイレンなどが鳴り、お寺やお宮では太鼓などを鳴らすお祭り騒ぎで、国を挙げての一大行事となりました。今年実施される国勢調査は、第1回目の開始からちょうど100年目に当たります。

青森県内の国際交流事業・イベント紹介

● あおもり地球市民ネット

* あおもり地球市民講座

「素人」が集まって「語り合う」場があっても良いのでは？ チョッピリ背伸びして語り合いませんか。

テーマ「私が出会った女性たち」

○第一部 話題提供

南米ホンジュラスへ青年海外協力隊（保健師）として派遣された方が、現地で見聞したことをお話しします。

○第二部 豆知識一世界の女性版

女性が置かれている実情を理解するための語句をおさらいします。今回は「エンパワメント」を取り上げる予定です。

○第三部 意見交換

■日 時：2020年7月18日（土）
午後1時～3時半頃

■場 所：アピオあおもり 小研修室3
（青森市中央3-17-1）

■定 員：15名

■参加料：無料

*参加ご希望の方は、事前に連絡してください。

■お申込み・お問合せ先：

事務局・千葉さん TEL/FAX：017-736-3235

*電話で連絡をくださる方は留守電にメッセージを残してください。

E-mail：aba-agcn@actv.ne.jp



*あおもり県民カレッジの単位認定講座です

協会からのお知らせ

● 協会ホームページをご活用ください

* 民間国際活動団体さんの活動状況をお知らせください

「国際活動団体一覧／青森県内の国際活動団体」に掲載しております青森県内の民間国際活動団体さんの情報は、当協会へご提供いただいた時点での情報を掲載しておりますので、変更等が必要な場合は、「国際活動団体一覧／活動調査票フォーム」より必要事項を入力し、内容をご確認の上送信してください。

活動調査票フォームURL：<http://www.kokusai-koryu.jp/activity/form.php>

* イベント案内、お知らせ案内、語学講座案内をご活用ください

国際交流や国際協力に関するイベント案内やお知らせの告知、語学講座開講案内などにご活用ください。

「お知らせ／イベント・お知らせの掲載依頼フォーム」より必要事項を入力し、内容をご確認の上送信してください。

イベント・お知らせの掲載依頼フォームURL：http://www.kokusai-koryu.jp/news_event/event_form.php

※ご注意ください

- ・ご依頼いただいた情報を確認の上、ホームページ更新作業を行いますので、変更までに数日要することをご了承ください。
- ・パソコンをご利用されない方は、お電話・FAX等でお知らせください。
- ・ホームページ閲覧者よりお問合せがありますので、掲載内容に変更がある場合は必ずお知らせください。

公益財団法人青森県国際交流協会 Aomori International Association

国際交流ラウンジ／International Lounge

〒030-0803 青森市安方1丁目1-40
青森県観光物産館アスパム2F
ASPAM BLDG. 2F, 1-1-40, Yasukata, Aomori-shi.
Post-Code: 030-0803
TEL: 017-718-5147 FAX: 017-718-5148
E-mail: lounge_supporter@kokusai-koryu.jp

事務局／Office

〒030-0803 青森市安方1丁目1-40
青森県観光物産館アスパム7F
ASPAM BLDG. 7F, 1-1-40, Yasukata, Aomori-shi.
Post-Code: 030-0803
TEL: 017-735-2221 FAX: 017-735-2252
E-mail: info@kokusai-koryu.jp



* 国際交流ラウンジカウンター／青森県外国人相談窓口、図書貸出・返却受付

受付時間／10：00～17：00
休日／毎週月曜日 年末・年始休日／12月30日～1月3日
アスパム休館日

Website：<http://www.kokusai-koryu.jp>
Facebook：<https://www.facebook.com/aomori.kokusai.koryu>
Twitter：<https://twitter.com/aomorikokusai>